

令和元年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和元年12月17日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課係長	原島 賢一君	総 務 課 長	天野 成浩君
住民課課長補佐	金丸 哲史君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和元年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和元年12月17日(火)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和元年12月17日～12月20日(4日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	3番 相田 恵美子 議員 会議録署名議員の指名 4番 小山 辰美 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第85号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関 係条例の整理に関する条例	原案可決
7	議案第86号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
8	議案第87号	奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
9	議員提出議案 第3号	奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決
10	—	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙におけ る候補者の推薦について	決定

(午前10時55分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和元年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

3 番 相田恵美子議員、

4 番 小山辰美議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 10 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われましたので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） おはようございます。令和元年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 10 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日 12 月 17 日から 12 月 20 日までの 4 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

本定例会に上程された議案等は、全 8 件であります。本日及び明日 18 日の 2 日間で審議いたします。

なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受け付けはありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、12 月 20 日は、本会議 3 日目、本定例会の最終日ではありますが、一般質問を行い、閉会とする予定であります。

一般質問の通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるよう、ご協力をお願いいたします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

配付してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 85 号及び議案第 86 号の法改正に伴います関係条例の整理に関する条例

につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 87 号につきましては、単独上程の上、即決と決定しております。

次に、補正予算の審議は、明日 18 日とし、本日は、次の議員提出議案第 3 号を審議いたしますが、単独上程の上、即決で、起立採決ではなく、簡易表決と決定しております。

次に、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦につきましては、単独上程とし、議員推薦による即決と決定しております。

本日の審議はこれをもって終了し、補正予算については、本会議 2 日目を明日 18 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 88 号から議案第 90 号までの令和元年度の一般会計を始めとする補正予算の 3 議案について一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。

説明は、初めに副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より、議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

以上が上程別・採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 4 日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 4 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。本日、令和元年第 4 回奥多摩町議会定例

会を招集させていただきました。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、10月6日に発生した台風19号は、日本各地で甚大な被害が発生いたしました。町内でも日原街道の崩落や都営水道の断水、さらには町内各所での停電を始め、町道や宅地への土砂流出や、特にワサビ田の崩壊など甚大な被害が生じました。日原街道は、いまだに車両通行が不可能であり、被害の復旧には現在も対応させていただいているところでございます。

12月7日の土曜日ですけれども、地元に入り、地元の皆さんのいろんな意見を聞いてまいりました。また、そこで都道の今後の復旧見込み等についても説明会を開かせていただきました。現在、都道日原線につきましては、歩ける通路、それからもう1つは約500キログラムほど運べる架線を設置をしていただきました。これによりまして、今後の冬に向かつてのプロパンガス、あるいは燃料等の運搬が可能になっているところでございます。

しかしながら、この崩壊につきましては若干期間がかかりまして、道路の半分仮設をするというのが早くて3月の中旬なり、3月いっぱいかかるというご説明でございました。その段階ではマイクロバス等が通行できるということでございますので、これによりまして、今行っている両方からの送迎、これについても若干変更させていただきながら、より支障がないような形を今後検討していきたいというふうに思っております。

また、本復旧につきましては、非常にあそこの場所が悪いというようなことから、若干期日がかかるようでございますので、それまでの間、日原の方々に寄り添いながら、支障のないように進めていきたいというふうに思っております。

また、災害復旧予算につきましては、11月20日に招集させていただきました第1回町議会臨時会におきまして、1億9,400万円の一般会計補正予算第3号を専決処分させていただきました。これは、そのときお話ししましたが、緊急に事業をしなければいけないということで、実際には事業をやらせていただきました。その支払いを議会の皆様方の議決をいただいた段階では非常に時間がかかるということで専決処分をし、実行させていただいたところでございます。

また、今後の問題でございますけれども、まだ全容が明らかになっておりません。そういう中では、特に、今回の一般会計補正予算第5号として、改めて災害に対する費用の予算を計上させていただきました。これも議決をいただいた段階では迅速に執行してまいりたいというふうに思っております。しかし、まだ全体像がわかりませんので、特に、従来からの特産物であるワサビ田のほぼ全滅に近いという状況でございますので、これを一体どうするのかということで、今年度はもう残りは少ないわけですから、当面やれる調査、あ

るいは手をかけられるところから実施をしていきたいと。さらに、それが明らかになった段階では、1年ないし2年かけて、きちっとした財源対策をしながら本復旧を図り、江戸時代からあるワサビ田を絶やさないようにどうしたらいいかということを考えていきたいと思っております。

前回の災害の時点でも非常に大きな災害を受けて、山葵組合の関係者に集まっていたきながら、その対応を図ったところでごさいますけれども、後継者の問題、あるいは高齢の問題等含めて、非常に個人のお金がかかる。前回は25%を個人の負担をしていただきましたけれども、今回はそれだと継承していただく、あるいは新たにワサビをやる人たちが出てくるのかどうかということを若干心配しておりますので、この問題についても来年度予算の中、編成をするに当たりまして、ワサビ栽培をしていく皆様方の意見を聞きながら予算編成を図り、今以上に負担のかからないようにしていきたいなというふうには思っているところでごさいます。

この被害状況、あるいは臨時会でお話ししました状況につきましては、住民皆様には、広報おくたま11月号で、その概要につきましてお知らせしたとおりでごさいます。

また、台風の影響によりまして町の功労者表彰式を始め、奥多摩ふれあいまつり、西多摩地域広域行政圏の体育大会など、各種の行事を中止とさせていただきました。その中でも2年に1回の表彰式ということで、町の自治功労者の表彰式を中止させていただきましたけれども、皆様に議決をいただきました町自治功労者、前田悦男様につきましては、11月6日に役場においていただき、伝達式を行い、私から表彰状や記念品を贈呈させていただきました。

このほかの地方自治の振興に尽力された方々につきましては、大変申しわけありませんけれども、郵送させていただいたり、あるいはご自宅に届けさせていただいたところでごさいます。

特に今回、大きなこの表彰の中で、2年前と変化があった部分につきましては、多くの家屋、あるいは土地等を町に寄付していただいた方が非常に多く出てきております。それらは今後の少子化対策の、あるいは町に住んでいただく方々に提供しながら進めていくために、ご提供いただいた皆様方につきましても表彰をさせていただいたところでごさいます。

次に、平成10年の11月27日に開館いたしました奥多摩水と緑のふれあい館は、開館から21年目を迎え、来館者数が500万人に達成いたしました。11月23日には、中嶋水道局長とともに、来館500万人目のご家族へ、はとのす荘の招待券などの記念品を送るな

ど、記念セレモニーを実施させていただきました。

毎年 20 万人を超える多くの来訪者に利用されております水と緑のふれあい館は、奥多摩湖のメイン施設として今後も水道局とともに、より一層皆様に愛される施設として運営をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第 85 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、成年被後見人等を欠格条項から除外するため規定を整備するものであります。

議案第 86 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、会計年度任用職員について規定を整備し、超過勤務や超勤代休時間の文言を改正し、職務の等級を改めるため規定を整備するものであります。

議案第 87 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについては、令和元年 11 月 30 日をもって任期満了となる監査委員、木村圭氏の後任として、再び同氏を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 88 号から議案第 90 号までにつきましては、現在執行しております令和元年度奥多摩町一般会計及び特別会計の計 3 会計の補正予算案でございます。

以上、条例の新設 2 件、人事案件 1 件、補正予算案 3 件の計 6 件であります。

これらの議案の具体的な内容につきましては、副町長を始め、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の今後の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この 10 月より国の幼児教育・保育無償化が始まり、これに伴う保育園での給食費のうち、副食費の取り扱いですが、これまで保育料の一部として保護者の方に負担をいただいていたが、10 月から副食費につきましては、3 歳から 5 歳児クラスの児童は、保育園が実費徴収することと国より示されました。

しかし、町では最重要課題として、定住化対策と少子化対策を積極的に推進していることから、町として町内保育園では、3 歳から 5 歳児クラスの児童の副食費に係る実費徴収を行わないことに決定をし、副食費相当額を、保育園に補助を行っているところでございます。

また、町外保育施設へは月額 4,500 円を上限に町から補助を行っております。

引き続き、若者の定住や町の将来を担う子どもたちの対策につきましては、今後も継続

して積極的に行ってまいります。

議会の皆様におかれましては、今月より新たな構成となりましたが、引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げ、平成元年第4回奥多摩町議会定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第85号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第85号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次のページの成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定文をごらんください。

この条例では、第1条で、奥多摩町表彰条例の一部改正を規定し、第2条では、奥多摩町下水道条例の一部改正を規制するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

条例制定文もございますが、2つの条例の一部改正でございますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、奥多摩町表彰条例新旧対照表でございます。第4条自治表彰では、下線部分が改正となります。

第6号ただし書き中、「第5号」を「前号」に改めるもので、第14条適用除外では、第1号で「及び第34条及び第34条の2」を「、同法第34条及び同法第34条の2」に改め、第2号では「破産又は成年被後見人又は被保佐人」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改めるものでございます。

次に、下部の奥多摩町下水道条例新旧対照表をごらんください。

第5条の3指定工事店の指定基準では、第2項で下線部分が改正となり、第1号で「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、次の第4号で「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を加え、第5号で「法人であつて、その役員のうち第1号から前号までのいずれかに該当する者があるもの」は、指定工事店から除外する規定を加え、2ページをお願いいたします。第5条の8責任技術者の登録では、第1号で「又は第2号」を「、第2号又は第4号」に改め、同条に第6項として「責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。」を加え、第5条の11責任技術者の登録の停止又は取消では、第1号中、第5条の3第2項第1号に次の「又は第4号」を加える改正でございます。

この条例は、2つの条例の一部を一括改正し、整理するものでございます。

以上で、議案第85号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第85号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第85号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第85号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第85号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第85号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第86号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 86 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員について規定を整備する必要があるためでございます。

次のページの地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定文をごらんください。この条例では、第 1 条で奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する規定を、第 2 条で奥多摩町職員の分限に関する条例の一部改正を規定し、第 3 条で奥多摩町職員の懲戒に関する条例の一部改正を規定し、第 4 条で奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正を規定し、次の裏面をごらんください。第 5 条で奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正を規定し、最後に、第 6 条で奥多摩町職員の旅費に関する条例の一部改正を規定するもので、6 つの関係条例を一括して整理するための条例を制定するものでございます。

条例制定文もございますが、6 つの条例の一部改正でございますので、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表の 3 ページをごらんください。

初めに、奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、新旧対照表でございます。第 3 条任命権者の報告事項では、下線の部分が改正となり、ここでの内容では、任命権者の報告事項において人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない職員の対象は、会計年度任用職員は除くと規定するもので、附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に、奥多摩町職員の分限に関する条例、新旧対照表をごらんください。第 5 条休職の期間では、下線の部分が改正となり、第 4 項で奥多摩町会計年度職員に対する休職期間の適用について、任期の範囲内とする規定を加えるものでございます。

第 10 条では法律の改正により、成年被後見人が規定されていた部分で号ずれが生じたことから、法第 16 条第 2 号を法第 16 条第 1 号に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第 5 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、新旧対照表の 4 ページをごらんください。奥多摩町職員の懲戒に関する条例、新

旧対照表でございます。第3条減給の効果では「勤務地手当」を「地域手当」に改め、減額する際にはパートタイムの会計年度任用職員は、報酬の額から通勤手当と時間外手当を除いた額を減額するものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、新旧対照表をごらんください。第9条から5ページの第13条までは、下線の部分の文言の改正となります。「超過勤務」を「時間外勤務」に、「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改め、第19条で臨時職員等に対する特例では、会計年度任用職員に移行することから、第19条を削り、第20条を第19条に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第19条を削り、第20条を第19条とする改正規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、6ページをごらんください。奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。第5条の3中、育児休業をしている職員、または第6条中、育児休業をした職員について、この中から会計年度任用職員は除くと規定しております。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

最後に、奥多摩町職員の旅費に関する条例、新旧対照表をごらんください。第1条この条例の目的及び適用の範囲では、「及び町長、副町長並びに」を「、同法第22条の2第1項に規定する町の会計年度任用職員、町長、副町長及び」に改め、第6条中、「別表に規定する運賃の外」を「乗車に要する運賃のほか」に改めるものでございます。

大変恐縮ですが、議案第86号の制定文の裏面の第6条別表、旅費額表を区分欄中の等級に改めるもので、次のページでは、備考欄で、3、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員、会計年度任用職員に適用する区分の規定を定めるものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

冒頭にもございましたけれども、この条例は、6つの条例の一部を一括改正し、整理するものでございます。

以上で、議案第86号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第86号の質疑を行います。質疑はありますか。大澤由

香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

会計年度任用職員は、同一労働同一賃金を目指す政府方針に沿い、非正規公務員の処遇改善を目的として2020年4月から施行される新しい制度です。9月議会で上程され、それまで支給されていなかった期末手当などが支給されるということで、正規職員と非正規職員との格差解消につながるということで私、賛成いたしました。

町では、フルタイム会計年度任用職員が約7名、パートタイム会計年度任用職員が約120名の予定だということですが、現在の処遇より悪くなるということはないでしょうか。といいますのも、全国ではボーナスを支払うかわりに、月額を減らす自治体が出てきているそうです。

そもそも非正規の公務員が増えた背景には、自治体の厳しい財政状況がある中で、増えていく住民ニーズに対応するため、非正規公務員を使って穴埋めせざるを得ないという自治体の台所事情があります。会計年度任用職員制度の導入によって、今まで非正規職員には支給されていなかった期末手当が支給されるということは、自治体財政を圧迫することになります。財源の捻出に困った自治体の財政課は、これまでの非正規職員の給与にかかわる財政負担が増えないようにするために、現在の毎月の給与を減額して期末手当に充てるということが行われるというふうになってきています。該当する自治体の非正規職員は、月々の給料が減ってしまうと生活がやっていけなくなる、ボーナスをもらっても年収はほぼ同じか、逆に減る、何のための法整備か、といった不満を口にしているそうです。町ではそんなことはしないと信じていますが、念のため確認をいたします。あわせて町の会計年度任用職員のボーナスの財源確保はどこからする予定なのか、お聞きしたいと思います。

もう一つ、地方公務員法では、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営が原則となっているのにもかかわらず、この制度の導入によって非正規雇用を合法化し、非正規を固定化し、推進していくことにつながりかねないのではないかという指摘もあります。町ではその点いかがお考えですか。今後、非正規雇用が拡大していくことはないかどうか、確認したいと思います。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の処遇対応でございますけれども、こちらが非正規職員に対してパートタイム、フルタイムにつきまして処遇が悪くなることはないかにつきましてですけれども、こちらは悪くなることはございません。

次に、3点目の部分での制度の非正規職員の関係でございますけれども、こちらも12月13日から既に会計年度任用職員制度に伴う制度説明、募集要項等も含めて採用の申し込みを行っております。こちらで申し込みされる方、また、現在勤めていらっしゃる方も含めて制度説明をきちんと説明をしておりますので、この点につきましても不足する部分はございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目につきましては、企画財政課長のほうからお話しさせていただきます。

○総務課長（天野 成浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、大澤議員さんからの2点目のご質問に対してお答え申し上げます。

会計年度任用職員の導入に伴います財源の確保につきましてはというご質問でございます。現状、来年4月から施行ということでございます。令和2年度の当初予算のほうに反映していくこととなります。現在、町の財政担当のほうでも来年度予算についてちょうど編成作業をしている最中でございます。詳細については、またこれからということでございますが、基本的には、この財源につきましては一般財源ということで、町税、あるいはまた場合によっては財源不足が生じる可能性が十分ございますので、積み立ての財政調整基金等を利用してという形で対応を図る予定でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

月給が下がることはないということで安心しました。ありがとうございます。

町の財政も厳しい中で、増やさなきゃいけないということで、全国町村会長とか、国への財源をぜひ捻出してくれというふうに要望していると思いますが、町でも国にぜひ責任をとって財源を捻出していただくように、補助を出していただくように要望していただきたいと思います。

あともう一点ですが、先ほど育児休業の関係で、会計年度任用職員は該当しないというふうに言われましたけれども、国が出してきたのは無給ではあるけれども、日数は保証されるということだと思っておりますが、育児休業の日数は確保されるということでよろしいでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員の質問にお答えいたします。

育児休業の部分につきましては、パートタイムの部分に当たりますので、こちらの部分

は該当しないという形をとっております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、それぞれ課長から説明がありましたように、待遇改善をしていくときに、従来より低くなるということはしていかないというふうなご答弁をさせていただきました。これによりまして、試算によりまして約2,000万円ぐらい財源が必要となります。しかし、それは法律改正によりまして、そういう処遇改善をするわけですから、そういう部分で実行してまいりたいというふうに思っております。

また、その財源を全国町村会として国に求めろということでございますけれども、おっしゃるとおり、国は法律を変えた場合に、それぞれの自治体にその負担を強いるという法律改正がございます。そういう問題については、全国町村会として、また私自身が東京都の町村会長として2カ月に1回ないし、47都道府県の会長会がございますので、その中でも要望し、きちっと財源手当をしていただくよう要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第86号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第86号について討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第86号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第86号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第87号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

ここで審議の対象となる5番、木村圭議員には、審議が終了するまで退席を求めます。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 87 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1479 番地。氏名、木村圭。生年月日、昭和 27 年 3 月 19 日生まれでございます。

提案の理由でございますが、議員のうちから選任した監査委員、木村圭氏は、令和元年 11 月 30 日をもって任期が満了となりましたので、その後任として、同木村圭氏を選任しようとするものでございます。

木村圭氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

木村圭氏は、人格が高潔であると同時に、非常に幅広い認識をお持ちの方で、当町の財務管理を始め、事業の経営管理や行政運営について適切なお指導、ご助言をいただく監査委員として適任でございますので、議会の同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 87 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 87 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 87 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 87 号について同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 87 号については同意されました。

ここで除斥となっております木村圭議員は、除斥の対象から解除されましたので、着席を求めます。

次に、日程第9 議員提出議案第3号 奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、朗読をいたします。

議員提出議案第3号 奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和元年12月17日提出、提出者、奥多摩町議会議員、高橋邦男、賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長、原島幸次殿、理由、議場への携帯品の持ち込みについて、通信機器等の使用に関して規定を整備する必要がある。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認め、よって、これより採決します。

日程第9 議員提出議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦についてを議題とします。

事務局長に説明させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 日程第10 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦についてご説明申し上げます。

東京都後期高齢者医療広域連合では、1名の議会議員の欠員による選挙を12月2日に告示しております。これは、当奥多摩町議会の師岡伸公前議長の町議会議員の任期満了によるものでございます。

広域連合の議会の議員の定数は、連合会規約で31人と定められております。区の議会議員のうちから17人、市の議会議員のうちから12人、町村の議会の議員のうちから2人が選挙にて選出されることとなっております。

候補者につきましては、連合会規約により、候補者となるには、所属する議会の推薦が必要と定められておりますので、本日もご審議をお願いするものでございます。

候補者となる資格は、全議員が有しておりますが、東京の13の町村議会の議長で組織されております東京都町村議会議長会におきまして、選挙の円滑かつ迅速な執行を図るため、西多摩郡4町村と島しょ地区9町村の議会からそれぞれ1名候補者を推薦することで協議が整っております。東京都町村議会議長会での役職は、正副会長となります。

町議会の師岡伸公前議長が広域連合の議員となっておりましたのは、東京都町村議会議長会の会長を務めておりましたことによるものでございます。

また、この東京都町村議会議長会の会長は、引き続き、奥多摩町議会の議長が会長となることとなっております。

なお、広域連合議会議員の任期は、前任者を引き継ぎ、令和3年7月1日までとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

候補者の推薦方法については、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、候補者の推薦方法については指名推選とすることに決定しました。

指名につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては議長が指名することに決定しました。

申し上げます。東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の候補者の推薦には、私、原島幸次を指名します。

それでは、お諮りします。ただいま指名した者を東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、私、原島幸次を東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者に推薦することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議2日目は、明日12月18日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午前10時5分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員